

山梨県公報

号外第九号
 平成十四年
 二月二十一日
 日 曜 木

目次

監査委員
 監査の結果に基づく措置状況……………一

監査委員

山梨県監査委員告示第四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づく措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成十四年二月二十一日

山梨県監査委員	小林 正秋	三
同	早川 政司	三
同	白倉 照人	三
同	中村 照人	三

○笛吹川水系発電管理事務所

- 1 監査執行年月日 平成 13 年 7 月 26 日
- 2 監査対象期間 平成 12 年度
- 3 指 摘 事 項 未収金の未収金整理簿への未登載や、資産計上すべき支出を収益的支出として処理する等、財務に関する事務について、いくつか不適切な処理があった。
- 4 講 じ た 措 置 未収金の未収金整理簿への未登載については、帳簿等のチェック体制機能の強化を図り、再発防止に努めることとした。

資産計上すべき支出を収益的支出として処理していたことについては、支出性格に適合した執行に努めることとした。
 その他改善すべきものは、早急に是正するとともに、財務に関する事務のチェック体制を強化し、適正に事務を執行する。

○長寿社会課

- 1 監査執行年月日 平成 13 年 9 月 4 日
- 2 監査対象期間 平成 12 年度
- 3 指 摘 事 項 高齢者居室整備資金(貸付金)の未償還金が未収金に計上されていなかった。
- 4 講 じ た 措 置 平成 13 年度決算においては未償還額が未収金として計上されるよう、現在、事務の委託先である山梨県社会福祉協議会と調整を行うとともに、調定・収納のシステム改良作業を進めております。

平成 13 年度決算においては未償還額が未収金として計上されるよう、現在、事務の委託先である山梨県社会福祉協議会と調整を行うとともに、調定・収納のシステム改良作業を進めております。

○障害福祉課

- 1 監査執行年月日 平成 13 年 9 月 4 日
- 2 監査対象期間 平成 12 年度
- 3 指 摘 事 項 障害者居室整備資金(貸付金)の未償還金が未収金に計上されていなかった。
- 4 講 じ た 措 置 平成 13 年度決算においては未償還額が未収金として計上されるよう、現在、事務の委託先である山梨県社会福祉協議会と調整を行うとともに、調定・収納のシステム改良作業を進めております。

平成 13 年度決算においては未償還額が未収金として計上されるよう、現在、事務の委託先である山梨県社会福祉協議会と調整を行うとともに、調定・収納のシステム改良作業を進めております。

○スポーツ健康課

- 1 監査執行年月日 平成 13 年 9 月 17 日
- 2 監査対象期間 平成 12 年度
- 3 指 摘 事 項 第 55 回国民体育大会選手派遣費補助金について、額の確定が適切に行われておらず、補助金返還に該当する事実があった。
- 4 講 じ た 措 置 平成 13 年 10 月 2 日、補助金返還に関する事務は、完了した。額の確定について、再発防止のため、

- ① 各競技団体に対し、実績報告書の作成・必要書類の添付について、厳正を期するよう指導している。
- ② 財務に関するチェック体制をさらに強化し適切な事務執行に努めている。
- ③ 各競技団体会長あてに、教育長名で、選手派遣費補助金等の適正執行について、通知し関係者への周知徹底を図った。

<p>○スポーツ健康課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 監査執行年月日 平成 13 年 9 月 17 日 2 監査対象期間 平成 12 年度 3 指 摘 事 項 小瀬スポーツ公園等管理運営業務委託料について、収支差額による剰余金が過年度にわたり精算されていなかった。 4 講 じ た 措 置 平成 12 年度までの剰余金については、委託先である(財)山梨県県民スポーツ事業団(以下事業団。)から県へ、全額返還する手続きを進めている。 また、13 年度以降については、2 月補正予算で精算しきれない分は、翌年度 5 月末の出納閉鎖までに“れい入”するよう、事業団に指導を行った。 <p>○青少年女性課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 監査執行年月日 平成 13 年 10 月 15 日 2 監査対象期間 平成 12 年度 3 指 摘 事 項 勤労青年センターに係る行政財産使用許可に伴い徴収すべき必要経費について、調定もれがあった。 4 講 じ た 措 置 徴収すべき必要経費について算出を行い、13 年度中に調定する。 <p>○観光課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 監査執行年月日 平成 13 年 10 月 23 日 2 監査対象期間 平成 12 年度 3 指 摘 事 項 収入に関する事務処理が不適正なものや、工事費の積算誤り等、財務に関する事務について、いくつかの不適切な処理があった。 4 講 じ た 措 置 改善すべき具体的な事項については、早急に改善するとともに、今後は、技術力の向上及び財務に関する事務のチェックを強化し、適正に事務を執行する。 <p>○商業振興金融課</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 監査執行年月日 平成 13 年 7 月 10 日 2 監査対象期間 平成 12 年度 3 指 摘 事 項 中小企業近代化資金特別会計の高度化資金貸付金償還金につ 	<p>4 講 じ た 措 置</p> <p>味のふるさと協業組合と締結した金銭消費貸借契約に基づき組合及び連帯保証人に対して一括繰上償還を命じており、今後、抵当物件の任意売却、競売等の措置を講じ、債権の回収に努める。</p>
---	--